

4月から「児童手当」にかわり

「子ども手当」制度が始まりました!!

問合せ 町民税務課 ☎47-8015

「子ども手当」は、将来の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを支援するため、中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に支給する手当です。

Q「子ども手当」ってどんな制度?

A 制度の概要は次のとおりです。

支給対象

中学校を卒業するまでの子ども

(0歳～中学3年生)

支給額

子ども一人あたり

月額13,000円(平成22年度)

受給者

支給対象となる子どもを養育している方 ※所得制限はありません。

支給時期

町で受給資格を認定のうえ、6月、10月、2月に、それぞれ前月分までを支給します。原則、口座振込となります。

Q 支給額をいかにすればいい?

A 申請が必要な方と必要ない方がいます。必要な方は、町民税務課または各総合事務所生活企画Gに申請してください。ただし、公務員の方は勤務先からの支給となりますので、勤務先に申請してください。

申請が必要な方

(一つでもあてはまれば申請が必要)

① 4月から中学2、3年生になった子どもがいる方

② 平成22年3月31日時点で児童手当を受給していなかった方

③ 平成22年4月1日以降に生まれた子どもがいる方や転入した方

★申請が必要となる方には、4月28日以降「子ども手当認定請求書」「子ども手当額改定認定請求書」を送付する予定です。



申請が必要ない方

平成22年3月31日時点で児童手当を受給しており、4月から中学2、3年生になった子どもがいない方

平成22年3月31日時点で児童手当を受給していた方には、6月に児童手当の3月分と子ども手当4、5月分が併せて支給されます。

児童手当を受給していた方 (平成22年3月31日現在)

受給者



●小学生以下の子ども



と

●4月に中学1年生になった子ども



がいる場合

申請の必要なし

子ども手当

※手当は4月分から支給されます。

受給者



●小学生以下の子ども
●4月に中学1年生になった子ども



●4月に中学2、3年生になった子ども



がいる場合

「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要

子ども手当

※手当は4月分から支給されます。

子どもが生まれた方

(平成22年4月1日以降)

受給者



●赤ちゃん



「子ども手当認定請求書」(既に子ども手当を受給している場合は「子ども手当額改定認定請求書」)の提出が必要

子ども手当

※原則、請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

児童手当を受給していなかった方

(平成22年3月31日現在)

受給者



●中学3年生までの子ども



「子ども手当認定請求書」の提出が必要

子ども手当

※手当は4月分から支給されます。